平成２２年（フ）第１２７号
福井県越前市堀川町６―40　サンライフ堀川302、住民票上の住所福井市成和１丁目1707番地　サンパレス成和302
債務者　鹿島　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯金　克弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３００号
愛知県豊田市日之出町２丁目16番地１　レオパレスエストーディオ２―402、住民票上の住所愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心
債務者　梶藤　浩彰
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２７０号
埼玉県上尾市大字平塚1993番地４
債務者　相神由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５６号
さいたま市南区太田窪４丁目12番２号　富士見台ハウス102号
債務者　宇佐見　健
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６６号
さいたま市緑区太田窪１丁目24番７号　常盤ハイツ201号
債務者　中塚　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６５号
さいたま市西区大字峰岸68番地　Ａ―403
債務者　中山　幸恵
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５９号
埼玉県鳩ケ谷市南３丁目11番５号、旧住所埼玉県鳩ケ谷市南３丁目18番４号
債務者　高木　良治
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
埼玉県久喜市久喜北２丁目27番29号
債務者　菊池　　透
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
埼玉県久喜市久喜北２丁目27番29号
債務者　菊池　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
埼玉県北本市石戸宿３丁目75番地３
債務者　堀野　一男
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３―３―206
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１７号
埼玉県上尾市東町１丁目14番４号
債務者　阪田　卓司
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６１号
埼玉県和光市新倉１丁目７番39号
債務者　小林　寿江（旧姓苫米地）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２４号
埼玉県加須市東栄１丁目４番17号
債務者　高田由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６２号
さいたま市浦和区北浦和２丁目３番８号　Ｐ―１　402号、旧住所さいたま市浦和区上木崎２丁目８番10号　ウイークリーセンター新都心パート２　303号
債務者　児玉　尚美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６８号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―616
債務者　長瀬麻衣子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３２号
埼玉県幸手市西２丁目４番12号　小森谷アパート
債務者　石田ジョージ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係